

TIIS認証の概要

TIIS認証について

- 2024年5月13日より開始したTIISの認証サービス
 - 労働安全衛生に係る特定品目（3ページ目参照）の製品評価を実施
 - 今まで品目ごとに個別に行っていた安全・性能試験・認定業務を統合して新規品目を追加
 - 品質システム審査の実施、TIIS適合証明書・TIIS認証標章の発行などのプロセスを新規導入



TIIS認証標章

Form5-A

TIIS適合証明書

認証番号：
状態：
発行日：

ページ 1 / 4
版：

適用品目：

申請者： 名称
住所

TIIS適合証明書（一部）

TIIS認証の利点

- 検定業務などの評価対象とならない製品への安全性の保証
- 定期的な製造者の品質システム審査の実施による高い信頼性の付与
- 製品へのTIIS認証標章の取り付けによる認証品の識別の容易化
- 防爆機器についてはTIISコンポーネントと同様に検定業務への流用が可能
 - TIIS認証の認証番号を図面に示すことでTIIS認証品の図面やあらかじめ行った試験の結果の提出の省略が可能

など

TIIS認証の対象品目

- 防爆機器 (注)
- 合板足場板
- 乾式安全器

以上3品目 (2024年7月現在)

注：防爆機器に関しては、国内検定の申請対象とならない防爆機器および防爆機器の構成部品・構成要素 (Exコンポーネント、Exケーブルグラウンド、Ex閉止用エレメント、Exねじアダプタ、端子箱 (接続箱)、非電気機器、光放射に対する防爆構造の機器 など) が TIIS認証の対象となります。

今後対象品目を段階的に拡大予定

防爆機器の適用規格

- JNIOSH-TR シリーズ (工場電気設備防爆指針 - 国際整合技術指針)
- NIIS-TR シリーズ (ガス蒸気防爆2006)
- IEC 60079 シリーズ (TIISがIECEX認証でカバーしているスコープのみ)
- IEC/IEEE 60079-30-1 (トレースヒータ)
- IEC/TS 60079-46 (機器アセンブリ)
- ISO 80079-36 (非電気機器)
- ISO 80079-37 (非電気機器)

合板足場板の適用規格（参考）

- 合板足場板の規格（労働省告示第105号 昭和56年12月26日）
- 国産材合板板安全基準（合板仮設材安全技術協会基準）
- NZパイン合板足場板安全技術基準（合板仮設材安全技術協会基準）

乾式安全器の適用規格（参考）

- ガス溶接・切断作業用乾式安全器指針1989（RIIS-TR-89-1）

TIIS認証の申請区分

• 新規認証

- TIIS認証の適用規格で要求される申請品サンプルの型式試験・評価と、申請品の製造者の品質管理システムの審査による製品評価を実施
- 上記製品評価の適合品にTIIS適合証明書とTIIS認証標章を発行

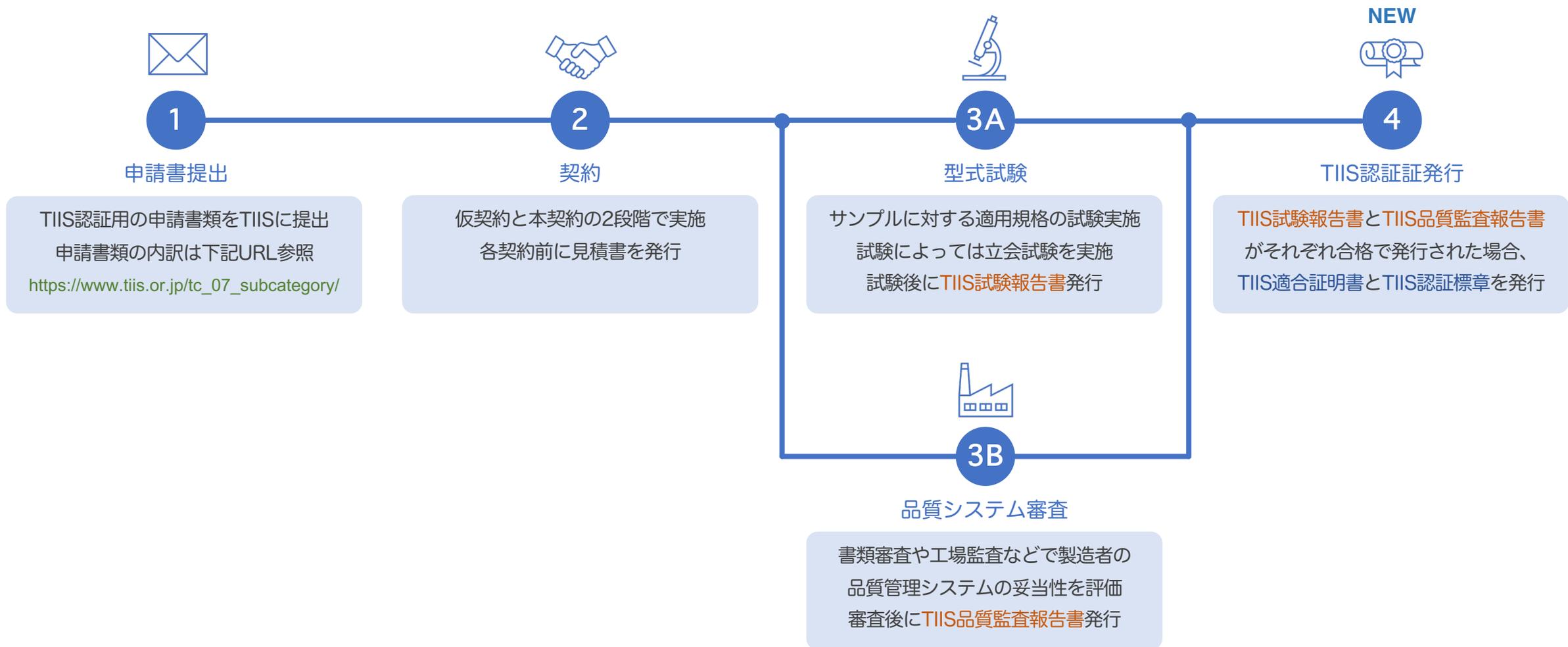
• 更新認証

- TIIS適合証明書には有効期限が存在（原則3年）
- 有効期限の延長の際には更新認証に申請し、製造者の品質管理システムの審査を実施

• 維持審査

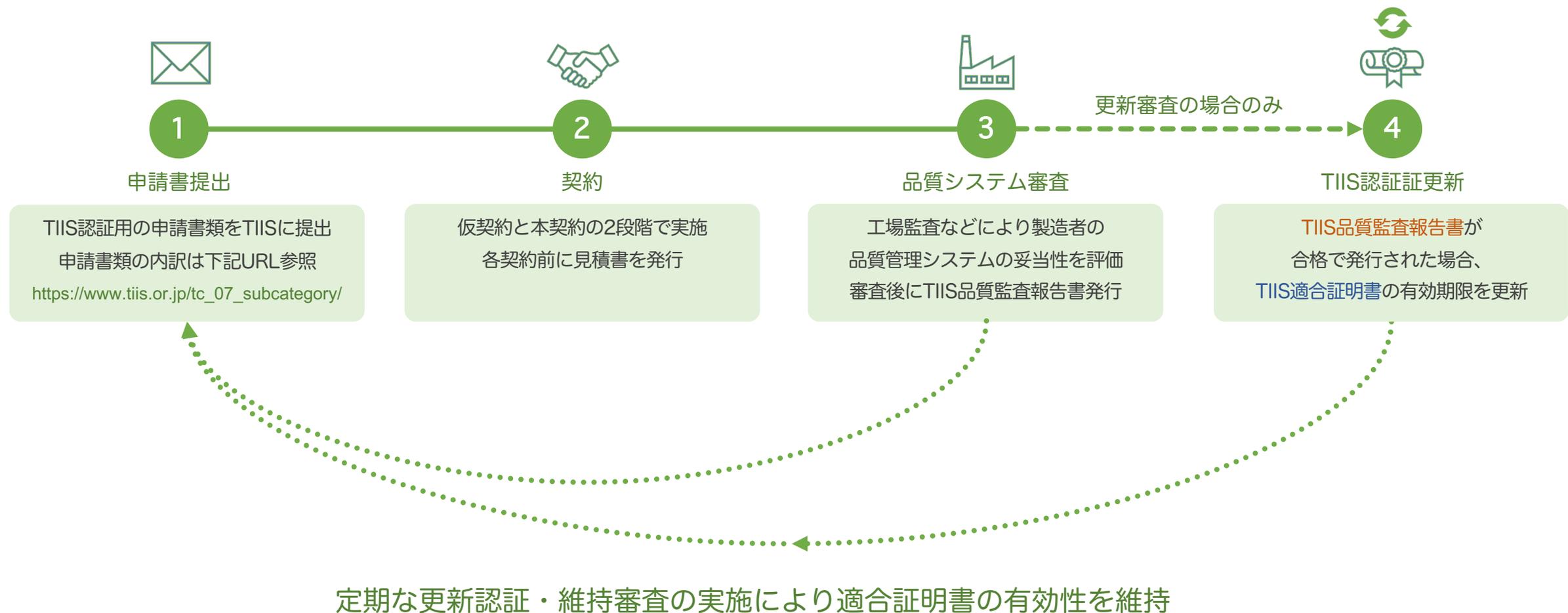
- TIIS適合証明書を維持するためには、定期的な製造者の品質システム審査の実施が必要
 - 原則1年毎に維持審査として品質システム審査を実施

新規認証の大まかな流れ



注：型式試験と品質システム審査は原則並行して実施

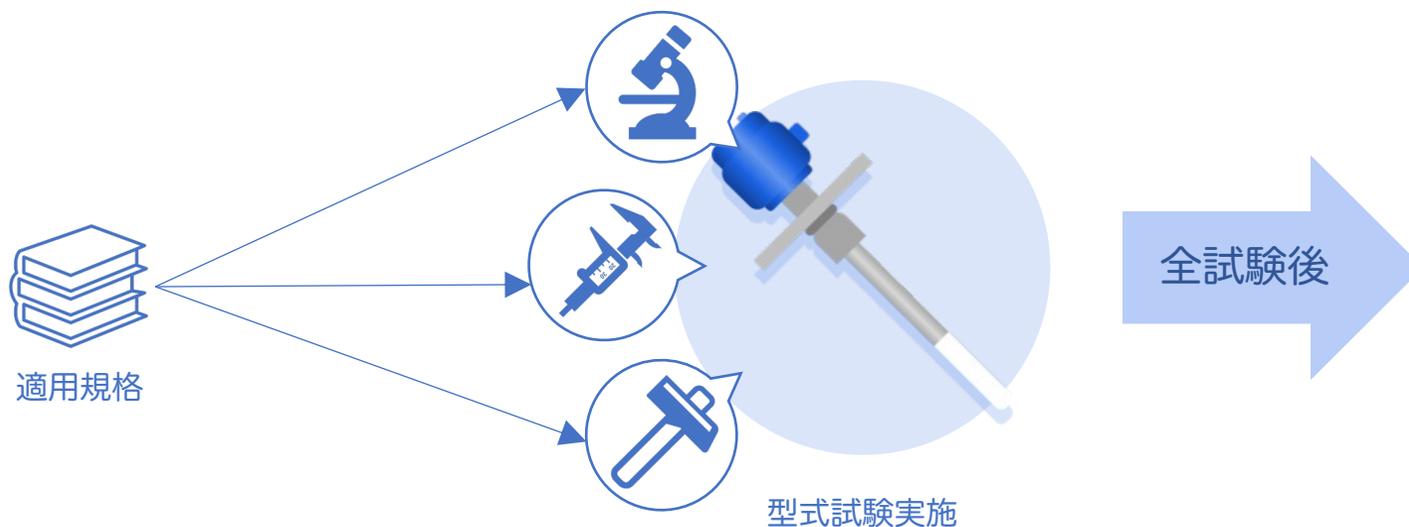
更新認証・維持審査の大まかな流れ



注：更新認証・維持審査では型式試験は原則実施しません。

型式試験について

- 認証品目の適用規格に示される試験・評価を実施（立会試験も可）
- 型式試験実施前に当協会から申請者に試験用サンプルの提出を依頼
- 適用可能な試験実施後に**TIIS試験報告書**を発行



Form3-A

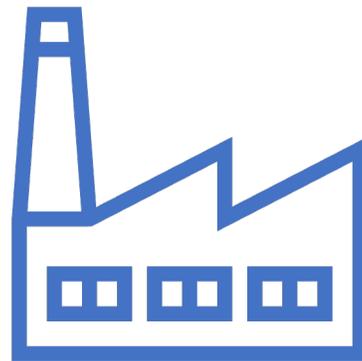
TIIS 試験報告書	
TIIS TR 番号
TIIS TR 参照番号
作成者 (氏名を記入) (サイン画像を貼り付け)
レビュー者 (氏名を記入) (サイン画像を貼り付け)
承認者 (氏名を記入) (サイン画像を貼り付け)
発行日
試験実施機関	公益社団法人産業安全技術協会
住所	埼玉県狭山市広瀬台 2-16-26
認証機関	公益社団法人産業安全技術協会
住所	埼玉県狭山市広瀬台 2-16-26
申請者名
住所
適用規格
実施箇条	(適用可能なすべての箇条 / 適用可能な一部の特定の箇条)
様式番号
関連する修正、訂正表または解釈シート
試験項目の説明
モデル / 型式
記号 (例: Ex, II, T)
定格
付属書	
TIIS 試験報告書と構成する文書リスト	
.....	
.....	
.....	
.....	

TIIS試験報告書の発行

注：試験結果不適合があっても試験報告書は原則発行されます。

品質システム審査について (1/2)

- 製造者に対して ISO/IEC 80079-34 の規格に基づき、品質管理システムの妥当性 + 製品の重要部品・部分の検査方法などの妥当性を評価
- 品質管理用の規定・手順書などの文書レビューと現地審査により審査を実施
- 審査後に **TIIS品質監査報告書** を発行



文書レビュー・現地審査（工場監査）実施



Form-A

TIIS品質監査報告書

Report No.: _____ TIS QAR No.: _____ Other logos

名称			
TIIS適合証明書番号			
製造者 住所			
監査された工場 住所			
製品の仕様			
検査項目	全体	認証製品の用途	
監査の種類	製造者 <input type="checkbox"/>	中間検査 <input type="checkbox"/>	最終検査 <input type="checkbox"/>
システム	TIIS認証 <input type="checkbox"/>	ISO <input type="checkbox"/>	Other <input type="checkbox"/>
設備検査	d <input type="checkbox"/> e <input type="checkbox"/> h <input type="checkbox"/> i <input type="checkbox"/> m <input type="checkbox"/> n <input type="checkbox"/> p <input type="checkbox"/> t <input type="checkbox"/> o <input type="checkbox"/>		
監査チームリーダー	Other (specify) <input type="checkbox"/> (Delete where not applicable)		
監査日			

内容:
1. 報告書概要
2. 監査結果
3. 文書審査と実施計画

認証機関
TIIS
埼玉県川口市広東台2-16-26

Page 1 of 14

TIIS品質監査報告書の発行

注：審査結果不適合であっても品質監査報告書は原則発行されます。

品質システム審査について (2/2)

- 審査で是正が必要な点が見つかった場合、指摘事項報告書を発行
 - 指定の期間内に指摘事項を是正しなければ審査不適合となります。
 - 指摘事項の内容によっては、追加の工場監査の実施が必要となる可能性もあります。
- 製造者がISO9001の認証証を取得している場合、原則ISO9001の要求事項の評価は省略
- 防爆機器以外の品目については、別途市場買取試験や、サンプリング試験なども実施（参考）

海外認証製品のコンバートについて

- **IECEX** や **ATEX** などの海外認証を取得した製品は、その海外認証の認証証やテストレポート、品質審査レポートを申請書類として提出することで、**型式試験や品質システム審査の省略が可能**
- 維持審査・更新認証の際は海外認証の最新の品質審査レポートの提出により品質システム審査の省略が可能
 - ただし海外認証の認証証が一時停止・取り下げになった場合には原則TIIS認証の更新は不可
 - TIIS認証標章の使用に関する規定・手順書や使用記録は別途確認します。（P14参照）

TIIS適合証明書の発行

- 結果が適合と示されるTIIS試験報告書とTIIS品質監査報告書の両方を発行後、TIIS適合証明書およびTIIS認証標章を発行
- TIIS適合証明書が発行された製品はTIISのホームページのTIIS認証合格品一覧のリストに追加



TIIS認証標章

	TIIS適合証明書	Form5-A
認証番号： 状態： 発行日：		ページ 1 / 4 版：
適用品目：		
申請者：	名称 住所	

TIIS適合証明書（一部）

TIIS認証標章の利用規則

- TIIS認証標章は規定の色、比率、解像度、方向で使用する必要あり
 - TIIS認証標章の利用規則は認証標章の画像データと共に連絡します。
- TIIS適合証明書が交付されていない製品、TIIS適合証明書が失効、取り消しまたは申請者によって取り下げられた製品へのTIIS認証標章の取り付け不可
- TIIS認証標章の使用方法の管理手順の制定、管理責任者の任命、使用枚数の記録を行う必要あり
 - その管理手順を示した文書や記録は品質システム審査時に確認します。
- TIIS認証標章は使用手数料を徴収（P17参照）

TIIS認証の申請書類

- 以下の当協会ホームページに示される申請書類を一通り用意してください。
https://www.tiis.or.jp/tc_07_subcategory/
 - 原則、申請書類は電子データでの提出していただきます。
- 申請書類提出後に見積書を発行し、見積内容に合意を得ましたら仮契約・本契約の処理に進みます。
- 仮契約・本契約の処理が完了した後に型式試験と品質システム審査に進みます。

TIIS認証の申請書類（新規・変更申請時）

No.	書類	備考
1	申請書	以下の様式を利用して作成してください。 TIIS認証_申請書_Form1-A (docx)
2	宣言書	以下の様式を利用して作成してください。 TIIS認証_申請者の宣言書_Form2-A (docx)
3	図面リスト	No.4の全図面の図面名称・図面番号・版番号を列挙したリストを作成してください。 (必須書類ではありません。任意で作成してください。)
4	図面	申請品の図面一式を添付してください。
5	取扱説明書	申請品の取扱説明書案を添付してください。
6	認証等の実績	申請品に別途認証実績がある場合、認証実績を示した書類を作成してください。 またそのエビデンスとして、以下のNo. 6-1~6-3 の中で関連する文書を添付してください。 (必須書類ではありません。任意で作成してください。)
6-1	認証書	IECEX CoC、ISO9001の認証証など
6-2	テストレポート	IECEX TRなど
6-3	品質審査レポート	IECEX QARなど

TIIS認証の手数料

- TIIS認証の申請手数料は申請書類提出後に申請条件等を考慮して見積りして算出
 - 型式試験、品質システム審査の実施および発行物（TIIS試験報告書 および TIIS品質監査報告書）の作成の手数料は、その工数・人数によって手数料が変動
 - TIIS適合証明書の新規発行の手数料は55,000円/件、更新・変更・再発行の手数料は22,000円/件で固定
- TIIS認証標章については使用手数料を徴収
 - 認証標章の製造枚数に応じて規定の料金を徴収
 - 料金は現在検討中（1枚当たり数円～数百円を想定しています。）

注意事項

- TIIS独自の認証システムであり、国内法令や国際的なグループの運用規則などに基づき実施されるものではありません。
- 原則、TIISの検定業務の対象となる製品はTIIS認証に申請することはできません。
- サンプルの型式試験と製造者の品質管理システムの審査を個別に申請することも可能です。ただし、サンプルの型式試験と品質管理システムの審査の両方に適合しなければTIIS適合証明書とTIIS認証標章は発行されません。

その他

- TIIS認証に関する情報は当協会の「TIIS認証」のホームページをご参照願います。

クイックアクセス

Quick Access



- TIIS認証の不明な点や質問は当協会ホームページのお問い合わせページから「検定以外の問い合わせフォーム」を選択し、お問い合わせ種別で「TIIS認証」を選択してお問い合わせ願います。

ご視聴ありがとうございました